

議題1.8関連

議題1.8 決議第909(WRC-12)に従って実施された研究に基づき、船上地球局(ESV)に関連する決議第902(WRC-03)の規定を見直すこと。

結論 C帯(5925-6425MHz帯)ESVについて、沿岸国の低潮線から330km離れている場合は、直径1.2mのアンテナを使用可能とした。



- 無線設備規則第49条の24の2 直径1.2m以上の大きさのアンテナも使用可能とするための整備
- 無線局運用規則第262条の2 直径1.2m以上2.4m未満のアンテナを使用するC帯ESVは、沿岸国の低潮線から330km以内の海域においては、電波発射できない旨の規定の整備

議題1.11関連

議題1.11 決議第650(WRC-12)に従い、7-8GHzにおける地球探査衛星(地球から宇宙)業務への一次分配を検討すること。

結論 7190-7250MHz帯において、地球探査衛星(地球から宇宙)業務を世界的に一次分配することとなった。



- 電波法施行規則第32条の2関係 別表第二号の四(地球局の等価等方輻射電力の許容値)中、「7190-7235MHz」の周波数区分を「7190-7250MHz」に改正。

議題9.2関連

議題9.2 RRの適用において直面した問題又は矛盾

結論 15.43-15.63GHz帯における固定衛星(宇宙から地球)業務の電力束密度制限を削除。



- 電波法施行規則第32条の6関係 別表第二号の五(人工衛星局の電力束密度の許容値)中、「15.43-15.63GHz」の周波数区分を削除。